Ⅷ　可燃性天然ガス濃度確認申請

1　可燃性天然ガス濃度確認申請が必要な場合

温泉に含まれるメタン濃度が相当量含まれていない場合、県による可燃性天然ガス濃度の確認を得て、可燃性天然ガスの安全対策を行わなくても温泉のくみ上げができます。温泉に含まれるメタン濃度については、温泉法の登録分析機関等により測定した結果が有効となります。

2　可燃性天然ガス濃度確認申請について

⑴　確認書類

沖縄県温泉法施行細則第13号様式による（110ページ）。

⑵　添付書類

「温泉法施行規則（省令）で定められた書類」、「温泉法施行細則で定められた書類」、「審査の参考とする書類」を添付する必要があります。

●温泉法施行規則（省令）で定められた書類

①	温泉の採取の場所の状況を現した写真
②	メタン濃度の測定の実施状況を現した写真

●温泉法施行細則で定められた添付書類

①	温泉の採取を行おうとする地点を明示した縮尺25,000分の１の地形図
②	メタン濃度の測定結果報告書の写し

⑶　可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の承継について

確認を受けた法人が合併又は分割する場合及び確認を受けた者が死亡した際に温泉の採取の事業の相続が行われた場合、確認を承継することができます。

地位承継承認届出様式は、第14号様式となりますので、省令で定められた書類を添付して申請してください。

なお、譲渡の場合、承継の対象とはなりませんので、改めて許可を取り直す必要があります。

※法人の合併又は分割の場合における承認の要・不要は16ページを参照してください。